平成30年10月31日(水) 国土交通省 関東地方整備局 河 川 部

記 者 発 表 資 料

観光まちづくりプランで産官学広域連携 ミズベリング勉強会(3)の開催

「観光まちづくりプランのアイデアを活かし、産官学が連携した地域活性化の取り組みを関係機関と連携して支援・実現に取り組みます。

国土交通省では、水辺の可能性を創造する「ミズベリング・プロジェクト」や河川空間とまち空間の良好な空間形成に取り組む「かわまちづくり」に取り組んでいます。

また、資源としての河川利用の高度化や公民が連携して河川空間を利用することで、地域の経済活動・社会活動の生産性を向上させる「河川のオープン化」も方策としております。

そうした中、関東地方整備局では、今回関係機関の協力を得て、大学・地方公共団体・企業への支援施策として、観光振興・地域活性化に寄与する取り組みにより「かわまちづくり」に繋げることを意図して、ミズベリング勉強会を開催します。

日時:平成30年11月21日(水)13:15~17:15

場所:東京都大田区蒲田地域庁舎5階大会議室

主催:国土交通省関東地方整備局対象者:大学、企業、地方公共団体

参加費:無料(先着60名)

申し込み方法: 別紙1(提出平成30年11月19日まで)

報道関係者:別紙1にて申し込みください。

関東のミズベリング・プロジェクト

http://www.ktr.mlit.go.jp/river/chiiki/index0000007.html

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、都庁記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、茨城県記者クラブ、栃木県記者クラブ、群馬県記者クラブ、山梨県記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局 河川部河川環境課

課長 吉川 宏治(よしかわ こうじ) (代表)048-601-3151(内線3651) 課長補佐 黒沼 尚史(くろぬま ひさし)(代表)048-601-3151(内線3656)

ミズベリング勉強会(3)申し込み

別紙1

送付先

国土交通省関東地方整備局河川環境課 黒沼・福元宛

メール: ktr-kasenkankyou@mlit.go.jp

FAX:048-600-1379

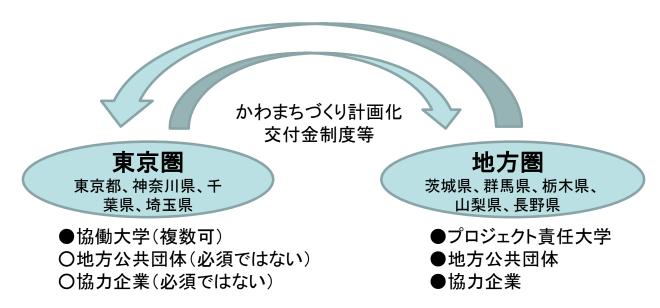
※申し込み期限:11月19日(月)先着60名

企業名·学校名		
申込者氏名	+(他	人)
担当者連絡先電話		
連絡用メールアドレス		

Oミズベリング・プロジェクトでは、「使いこなし」という

- 1. 場所を使いこなす
- 2. 制度を使いこなす
- 3. 人・技(知恵)を使いこなす

という視点で、水辺の新しい活用の可能性を創造し、地域活性化に繋がる取り組みも行っています。



詳しくはこちら」 ※プロジェクト責任大学2300万円、※協力大学700万円(複数可)

まち・ひと・しごと創生本部

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する。

〇地方と東京圏の大学生対流促進事業は、「東京圏と地方圏の複数の大学が連携し、東京圏の学生に とって地方の特色や魅力等を経験できる取組を推進することで、地方への新しい人の流れを生むととも に、地域に根差した人材の育成を図り、地方創生の実現につなげること」を目指すものとされています。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/tairyuu sokushin/index.html

※地方と東京圏の大学生対流促進事業の例

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を「東京圏」とし、それ以外の道府県を「地方圏」とされています。

ミズベリング勉強会(3)

日時:平成30年11月21日(水)13:15~17:15

場所:東京都大田区蒲田地域庁舎5階大会議室

主催:国土交通省関東地方整備局対象者:大学、企業、地方公共団体

プログラム

1. 勉強会趣旨説明

ミズベリング・かわまちづくり、河川空間活用イノベーション 【関東地方整備局河川環境課課長補佐 黒沼尚史】

2. 大学生観光まちづくりコンテストとは

【株式会社JTB 営業課 観光開発プロデューサー 中島浩史】

3. ステージテーマの変遷と今後の展開

山梨ステージ 2015、2016 (富士川水系) 多摩川ステージ2017、2018

【関東地方整備局河川環境課課長補佐 黒沼尚史】

4. 内閣府・内閣官房における地方創生関係事業

地方と東京圏の大学生対流促進事業等

【内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官補佐 根橋広樹】

5. 制度活用大学発表(地方と東京圏の大学生対流促進事業)

【プロジェクト責任大学:山梨県立大学特任教授 佐藤文昭】

6. かわまちづくり計画実施中の地方公共団体の視点

コンテスト提案プラン活用の魅力と課題、取り組み方など

【大田区 空港まちづくり本部副参事 立花 匡】

7. 意見交換

講演者と勉強会参加者

〇〇ステージ 2019に期待する形

発表者紹介

佐藤 文昭(Fumiaki SATO Ph.D.)

山梨県立大学 理事(地方創生)

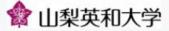
http://www.yamanashi-ken.ac.jp/info/director/director

●特定非営利活動法人大学コンソーシアムやまなし 事務局コーディネータ

https://www.ucon-yamanashi.jp/

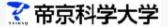


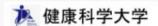












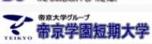












●山梨大学地域未来創造センター COC+推進コーディネーター/特任教授

http://www.fucom.yamanashi.ac.jp/

オールやまなし11+1大学と地域の協働による未来創生の推進

●富士川水系ミズベリング研究会を共同設置(共同事務局)

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr content/content/000638728.pdf

●富士川水系ミズベリング研究会第1回 司会進行

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr content/content/000638

75. pdf



研究会の構成 (H27.12.16時点)



山梨放送 YBSニュース

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000638476.pdf

http://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/kikaku/data/151216 ybs mizube 1.mp4

●ミズベリング懇談会in山梨市(H28.1.19)コーディネーター 左下

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000662081.pdf



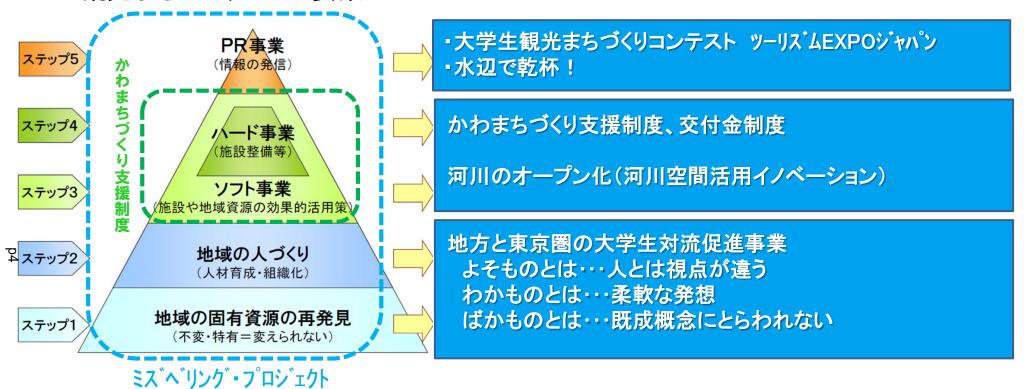


●ミズベリングメディカル懇談会in富士川町(H27.6.29)コーディネーター 右上

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000627363.pdf

魅力ある水辺空間の創出~資源としての河川利用の高度化~

観光まちづくり5つの要素



「かわまちづくり」とは、

「かわ」と「まち」の良好な空間を形成する取り組み

「ミズベリング」とは、

水辺利用の新しい可能性を創造する取り組み

大学生観光まちづくりコンテストとは?

「大学生観光まちづくりコンテスト」とは、同運営協議会(事務局株式会社JTB総合研究所)」が主催する大学生を対象にしたコンテストで、実践的教育の場として、観光まちづくりを通じた地域活性化プランを競う取り組みです。

関東地方整備局では、関係自治体と河川財団の協力を得て、山梨ステージと多摩川ステージを誘致し、多くの学生に河川を知ってもらうキッカケにしつつ、自治体・企業との連携も視野に取り組みを支援しています。

過年度の多摩川ステージ入賞プランの中には、コンテスト後に河川基金に採択され、 プラン実現に向けた取り組みを大学の授業として継続しているものもあります。



あいさつ

我が国の「観光立国」推進において、観光による国内外の交流人口の拡大や日本独自の文化財・伝統芸能等の文化遺産の活用は、地域経済活性化や雇用機会増大の切り札であると言われており、観光立国を担う人材の育成が不可欠となっています。特に、従来の「観光」の枠にとらわれない自由な発想ができる若者のアイデアが期待されています。一方、大学生の就職難が社会問題化する中で、実践的な能力を育成する講義・ゼミやキャリア開発支援プログラムが大学教育で重視されるようになり、フィールドワークやインターンシップ等を通じて自分磨きに積極的に取組む学生も増えてきています。

「大学生観光まちづくりコンテスト運営協議会」は、このような状況を鑑み、大学生および大学教職員の方にむけた実践的教育の場として、観光まちづくりを通じた地域活性化プランを競う『大学生観光まちづくりコンテスト』を企画しました。このコンテストでは、全国の大学生を対象に、現地でのフィールドワークを通じて、新しい観光まちづくりのアイデアを創造してもらいます。普段、大学で学んでいる知識・スキルを実際に活用して、地域に埋もれた資源を掘り起こし、新たなビジネスが地域で産まれ、地域経済が活性化するような、観光まちづくりプランが提案されることを期待しています。

大学生および大学教職員の皆様におかれましては、是非、本コンテストへの参加をご検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

大学生観光まちづくりコンテスト運営協議会

河川財団、河川基金とは?

http://www.kasen.or.jp/



理事長挨拶

「河川財団が培ってきた資源を活かし、河川を取り巻く多様な課題に取り組む」

社会の国際化や情報化の一層の進展、少子高齢化、人口減少等に伴う社会構造や産業構造の大きな変化、東日本大震災や新潟・福島豪雨や九州北部豪雨、伊豆大島の土砂災害等の激甚な災害の頻発、多くの社会インフラがそうであるように老朽化に対応した管理等の課題の下で、防災、地域振興、自然環境の保全等を進めていくためには、新たな仕組みや複合的な技術の構築が求められています。

このような課題を解決していくためには、学術研究と現場を踏まえた応用技術の複合的な組み合わせ、危機管理と日常的管理の一体化や、広範な分野で必要不可欠な専門家の役割を明確に位置づけた体制の構築等、新たな取り組みが求められています。

河川財団はこうした取り組みに向けた多くの研究や経験さらには実務経験豊かな人材等の多くの資源を有しております。河川財団の培ってきた資源には、河川総合研究所とこれを支える学識経験豊富な研究顧問、フェロー、アドバイザーによる河川に係る幅広い先駆的研究実績による、いわば基本的な研究インフラがあること、河川環境管理財団の時代から持続して培ってきた、河川の管理の現場を踏まえた経験や調査の実績、とりわけ地味ですが現場に立脚した具体的な管理への知見の蓄積とともに豊富な実務経験を有する職員は、多くの課題を解決していく時代に不可欠なものと考えます。さらに河川基金を通じて培ってきた広範な分野の研究者、市民団体、教育関係者等との全国的ネットワークや国際的なネットワークがあります。

河川財団の有する資源を活かし、防災技術や流域での減災に向けた技術の向上はもとより、健全な河川生態系や水循環系の保全・再生、合理的な河川維持管理手法の開発や良好な水辺利用の促進など多岐にわたるテーマ取り組むとともに、行政を支援する政策提言の発信を行ってまいります。

公益財団法人 河川財団 理事長 関 克己

http://www.kasen.or.jp/kikin/tabid289.html

河川基金とは

(昭和63年度~平成30年度 助成件数約10,590件 助成総額約119億円)

概要

多方面の協力により造成され、河川などの整備・利用及び河川環境に関する調査・研究、川づくり団体の活動や河川教育を支援しています。

河川基金(平成28年度助成事業より、名称を「河川整備基金」から「河川基金」に変更)は、民間の協力を得て河川整備を緊急に推進するため、政府の閣議了解に基づき昭和63年に設立されました。

河川基金では、その運用益をもちいて、河川に関する様々な調査・研究、市民団体等の川づくり団体が行う河川への国民の理解を深める活動、学校教育の現場において河川・流域を通じて環境・防災・歴史文化等を学習する河川教育の支援をしてきています。

<u>河川基金は、よりよい"川づくり"に役立つ様々な活動に支援を行う</u>ことにより、人々の河川への理解が深まり、人と川の良好な関係がさらに強いものとなることをめざしています。

かわまちづくり支援制度

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04 hh 000015.html

「かわまちづくり」支援制度実施要綱の改定について ~水辺の賑わいによる地域活性化のために民間事業者の方々の知恵・ノウハウ・アイデアを積極的に活かします~

「かわまちづくり」とは、地域活性化のために景観、歴史、文化及び観光基盤などの地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村及び地元住民と河川管理者の連携の下、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間形成を目指す取組みです。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo02 hh 000013.html

民間企業等の河川敷地占用許可期間の延長 ~民間企業等への河川空間の開放を促進します~

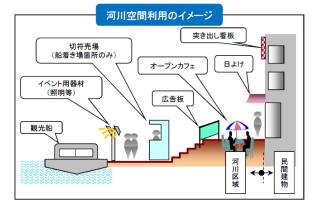
国土交通省では河川敷地の占用許可制度の特例を改正し、民間企業等による占用許可期間を「3年以内」から「10年以内」へと延長することとしました。(平成28年6月2日施行)

これにより、事業をより安定的に経営していくことが可能となり、民間企業等による 河川敷地の利用が 促進され、水辺のにぎわいづくりが一層進む効果が期待されます。

特例が適用される一定の要件

- ▶ 特例を活用する区域、占用施設、占用主体について地域の合意が 図られていること。
- ▶ 通常の占用許可でも満たすべき基準に該当すること。(治水上及び 利水上の支障がないこと等)
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。







http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05 hh 000042.html

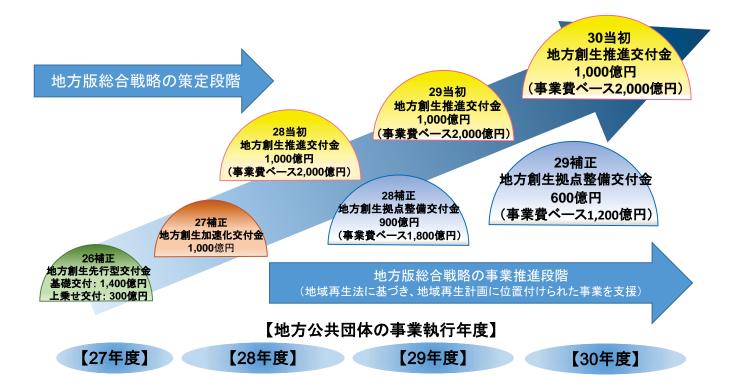
河川防災ステーションを新たな賑わいの場に ~市町村等と連携して平常時の利活用を推進

国土交通省では、市町村等と河川管理者の連携を強化し、地域の防災力の強化や水防災意識の向上を図るため、要綱を改正し、河川防災ステーションにおける平常時の賑わいづくりを一層推進することとしております。



地方創生関係交付金の概要(イメージ)

- 〇自治体の**自主的・主体的**な取組で、**先導的**なものを支援
- OKPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



地方創生推進交付金 (內閣府地方創生推進事務局)

30年度予算額 1,000億円 (29年度予算額 1,000億円)

事業概要•目的

- 〇地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。
 - ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先 導的な事業を支援
 - ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
 - ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運 用を確保

具体的な 「成果目標(KPI)」 の設定



「PDCAサイクル」 の確立

資金の流れ

围

交付金(1/2)

都道府県 <u>市町</u>村

(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます)

対象事業・具体例

【対象事業】

- ①先駆性のある取組
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人 材の確保・育成、地域経済牽引
 - 例)ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング(日本版DMO)、生涯活躍のまち、

働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等

- ② 先駆的・優良事例の横展開
 - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

〇地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画(5ヶ年度以内)を作成 し、内閣総理大臣が認定します。

30年度からの運用改善

- ①ハード事業割合
 - ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として5割未満。
 - ・ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が見込まれる場合は、5割以上(上限8割未満)になる事業であっても申請可能。
- ②横展開タイプの交付上限額の引上げ(事業費ベース)

③交付決定時期の早期化

新規事業:4月1日交付決定 (29年度:5月30日交付決定)

_b<u>8</u>

地方と東京圏の大学生対流促進事業について

- ○東京圏の転入超過数約12万人のうち、大学進学時の転入超過は約7万人と多くを占めている。
- ○東京圏の大学の学生に地方の魅力を認識してもらうとともに、地方大学に在学しても東京圏で学ぶ機会を醸成することで、進学時・就職時における若者の地方への新しい人の流れを生み出す。
- 〇そのため、東京圏と地方圏の大学が連携し、地方大学に進学する若者が東京圏で学べる機会を提供するとともに、東京圏の大学に進学した若者に地方の魅力を知る機会を提供するために、本事業を推進する。

事業イメージ・申請要件等

【事業イメージ】

- 〇地方圏と東京圏の大学において、単位互換制度による学 生の対流等に関する協定を締結し、計画を策定。
- 〇計画には、地方公共団体や産業界等と協力し、東京圏の 学生が地方の魅力を体験できるプログラムが要件。
- 〇国は、当該計画のうち効果が期待されるものを補助金に より支援。 協定

協定
計画策定 東京圏
大学
大学
地方公共団体
協力
産業界

【補助対象者】

国公私立大学(短期大学を含む)を対象

【支援対象となる取組】

以下3つの要件をすべて満たす必要があります。

- ①単位互換等による学生の対流・交流に関する<u>協定を締</u> 結するなど組織的な取組であること
- ②地方公共団体や地域の産業界の協力を得て、<u>東京圏の</u>学生に地域産業の魅力発信や、地方の魅力体験のプログラムが盛り込まれていること
- ③半期のような<u>長期のプログラム</u>と5日間程度の<u>短期の</u> プログラムの双方に取り組むこと

なお、当該取組を進める<u>体制として、地方公共団体や地</u> 方企業等の参画が必須となります。

予算額(予定)

平成30年度概算決定額:3.3億円

参考例:桜美林大学

【内容】

〇桜美林大学と単位互換協定を結んでいる沖縄の大学に留 学し、そこで修得した単位を桜美林大学の卒業に必要な 単位に算入できる仕組みを構築。

※当該予算とは直接関連はありませんが、参考となる取組として紹介

【対象大学】

沖縄国際大学、名桜大学、沖縄キリスト教学院大学・短期大学

【履修可能単位数の上限】

履修単位の上限は40単位(年間)、各学期20単位



- ・沖縄に関する特徴的な科目 の履修
- ・国内でも異文化感を強く感じ る経験